

「食品表示基準改正のポイント」
(平成29年3月)
の変更点について

平成29年6月8日
消費者庁

〔変更点①〕 「可能性表示」の呼称について

「可能性表示」の呼称について、「又は表示」という呼称も使用することとする。

- 「可能性表示」などの表示方法の呼称は、法令に基づくものではなく、従来から、産地として複数の国の使用可能性がある点に着目して、「可能性表示」という名称で呼ばれていた。
(平成23年7月公表した消費者委員会の「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」でも使用されていた。)
- 「可能性」という言葉により、表示されている産地以外のものが使用されているかもしれないと消費者が誤認しないよう、「又は」でつないでいる産地のみを使用していることを明確にするため、「又は表示」という呼称も使用することとする。

《パブリックコメントにおける主な意見》

- 改正案に基づく表示では一つの商品に対して複数の表示が行われるが、消費者がこれらの表示の意味を理解できないようであれば、周知、徹底を十分に行い、理解を深めたのちに実施すべき。
- 可能性表示では、実際に自分が購入したいものが、本当はどここの産地なのか特定できない。

原料原産地表示制度の具体的な改正点③(可能性表示)

新たな表示方法①(可能性表示) 基準第3条第2項表1の五のイ

「可能性表示」とは、産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法であり、過去の使用実績等に基づき表示されるものである。

<認める条件>

一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「可能性表示」を用いることができることとする。根拠書類の保管を条件とすることとする。

<誤認防止>

可能性表示をする場合は、一定期間における使用実績又は使用計画における対象原材料に占める重量の割合(一定期間使用割合)の高いものから順に表示した旨の表示の付記することとする。

<表示例>

<外国の産地を「又は」でつないで表示>

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...
原料原産地名	カナダ又はアメリカ(豚肉)

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

産地として、使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示

一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示

<「その他」を用いた表示>

名 称	ポークソーセージ(ウインナー)
原 材 料 名	豚肉(カナダ又はアメリカ又はその他)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na、K)、...

※ 豚肉の産地は、平成〇年の使用実績順

〔変更点②〕 過去の産地別使用実績の期間の取り方について

過去の産地別使用実績の期間の取り方について、「製造年から3年前の1年」も可とする。

可能性表示及び大括り表示を行う場合の過去の産地別使用実績において、実績の根拠を1年とする場合、「製造年から3年前の1年は不可」としたところであるが、パブリックコメントにおける意見等を踏まえ、製造年から遡って3年以内の中で、1年以上であれば、期間の取り方に制限は設けないこととし、「製造年から3年前の1年も可」とする。

《パブリックコメントにおける主な意見》

- 過去データの蓄積・管理と包装フィルムの改版タイミングを考えると、運用が困難な局面が想定されるため、3年前単年も許可してほしい。（例えば平成29年春に製造する製品について考えてみると、前年である平成28年の実績を使用することは不可能なので、3年前がダメ、ということは、必然的に平成27年の実績しか使用できないことになる。）
- 可能性表示について、実績の場合では最低3年前、計画については計画から2年間は認めてほしい。

〔変更点③〕 経過措置期間について

経過措置期間について、見直しを検討する。

経過措置期間は、「食品表示基準の経過措置期間と同様、平成32年3月末」としたところであるが、新制度への移行に漏れをなくす観点から、パブリックコメントにおける意見等を十分考慮した上で、最終的に判断する。

《パブリックコメントにおける主な意見》

- 経過措置期間として施行後5年間（平成34年夏まで）必要。動きが悪い商品^(注)については既に新表示への移行を実施しており、平成32年3月末までとする改正案では、包材の廃棄や再商談等、無駄な経費が掛かる。

(注)「動きの悪い商品」は、包材の切替え間隔が長期となる。

- 経過措置期間として、平成32年3月末から、あと1～2年ほしい。原料原産地対象商品が多く、調査・システム対応・切替えなどを段階的に交換する必要。
- 現行の食品表示法の経過措置期間も合わせて延長してほしい。

原料原産地表示制度の具体的な改正点⑪(経過措置期間)

経過措置期間[基準附則第1条]

- 経過措置期間は、食品表示基準の経過措置期間と同様、平成32年3月末。

〔変更点④〕 消費者への普及・啓発について

積極的な普及・啓発活動に加え、表示制度の理解度調査を実施する。

新たな食品表示制度について、消費者向けQ&Aを始めとする消費者への普及・啓発のために分かりやすい資料を作成し、説明の場も積極的に設け、理解促進を図ることとする。

また、新たな食品表示制度がどれだけ消費者に理解されたか、継続的に食品表示に関する消費者意向調査を実施し、理解度を調査・把握していく予定。

《パブリックコメントにおける主な意見》

- 広く消費者に普及・啓発活動することが求められる。数年後に消費者の理解度を調査することを要望する。
- 例外規定が設けられたことは、実行可能性を担保する観点からやむを得ないものと考えますが、今後、新たな基準の周知を事業者だけに委ねず、国においてしっかりと対応してほしい。
- 分かりやすいQ&A、パンフレットの整備、説明会の開催等、事業者及び消費者に対する丁寧な周知が必要。

消費者への普及・啓発

今般の原料原産地表示制度の見直しにより、「国別重量順表示」、「可能性表示」、「大括り表示」及び「製造地表示」により原料原産地表示された同一品目の商品が店頭に並ぶ可能性が想定される。新たな制度であるため、消費者を始めとする関係者への普及・啓発活動が重要であり、パンフレット作成などにより、積極的に普及・啓発活動を行っていく。

(現在検討中の具体的な取組内容)

1 資料(パンフレット・リーフレット等)の作成

○様々な場面で周知ができるよう、様々な大きさ及び内容のものを作成する。

①スーパーで加工食品の傍に置いてもらえる小さなチラシ形式のもの
(商品を購入する際に、表示の意味を確認できるようなもの)

②地方公共団体・関係団体等や全国説明会等で配布するパンフレット形式のもの
(制度の概要を分かりやすくまとめたもの)

③消費者向けQ&A(スマートフォンなど外出先でも見られるもの)

④地方公共団体・関係団体等で貼り出してもらおうポスター形式のもの(一目で大まかな制度が分かるもの)

○普及方法については、制度が施行された後に、①、②、④は幅広に配布。①、②、③はホームページに掲載。例えばスーパーマーケットやコンビニエンスストア等への配置、スマートフォンなど外出先でも見られるものなど、今までとは異なる普及方法について検討。

2 政府広報を始めとしたCMや新聞・雑誌等の広告

3 表示制度の理解度調査

○本年度から消費者庁が行っている食品表示に関する消費者意向調査を活用して、加工食品の原料原産地表示を含む調査を行う予定(何年間か継続的に調査を行う予定。)

消費者向けQ&A ①

(現在検討中の1の③「消費者向けQ&A」用の問一覧)

1. 「原料原産地表示」とは何ですか。
2. どのような食品に表示されるのですか。外食やお店で調理されている惣菜にも表示されますか。
3. 実際にどのように表示されるのですか。
4. 原料原産地表示は、どのようなメリットがありますか。
5. 原料原産地が表示されているものと表示されていないものがありますが、どうしてなのですか。
6. 重量割合が上位2番目以降のものには原料原産地表示はされないのですか。
7. 輸入した加工食品には原料原産地表示はされるのですか。
8. 「A国、B国」と「A国又はB国」との違いを教えてください。
9. 注意書きに書いてある「使用実績順」や「使用計画の順に基づき表示」とはどのような意味ですか。
10. 「5%未満」表示とは何ですか。どのような場合に表示されるのですか。

消費者向けQ&A ②

11. 「輸入」とは何ですか。どのような場合に表示されるのですか。
12. 「輸入、国産」と「輸入又は国産」との違いを教えてください。
13. 「輸入又は国産」という表示は、全世界という意味になるため、表示することに意味がないのではないですか。
14. 特定の国を隠すために「輸入」や「その他」と表示するのではないですか。
15. 「A国、B国、その他」、「A国又はB国又はその他」、「輸入」の違いを教えてください。
16. 「〇〇製造」とは、どのような場合に表示されるのですか。
17. 表示内容が適正であるかどうかは、誰がどのように調べているのですか。
18. 表示が適正でない場合、事業者はどのような対応が必要ですか。
19. 表示の意味が分からない場合どこに問い合わせればよいですか。

(参考)

現行の食品表示法の監視体制

現行の食品表示法の監視体制

	食品全般(酒類を除く)	酒類	食品全般(酒類を含む)
調査事項	品質事項		衛生及び保健事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・原材料名 ・内容量 ・<u>原産地(原料の原産地を含む)</u> ・食品関連事業者 ・遺伝子組換え など 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・内容量 ・食品関連事業者 ・遺伝子組換え など 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・保存方法 ・消費期限及び賞味期限 ・添加物 ・アレルギー(酒類を除く) ・栄養成分表示 など
広域	消費者庁		消費者庁 都道府県 保健所設置市 特別区
	農林水産省 (本省+地方農政局)		
	財務省 (国税庁+国税局等)		
	都道府県		
県域	都道府県		
市域	指定都市		

※ 食品表示に関する対応及び情報共有等を速やかに図るため、国レベルで「食品表示連絡会議」を開催するとともに、地方レベルで、全国7ブロック及び47都道府県において「食品表示監視協議会」を開催。

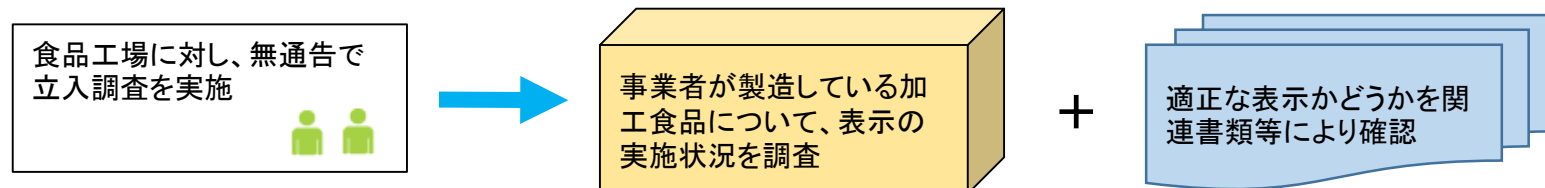
(注) 県域: 事業所等が1の都道府県の区域内のみにある食品関連事業者(都道府県内食品関連事業者)
 市域: 事業所等が1の指定都市の区域内のみにある食品関連事業者(指定都市内食品関連事業者)
 広域: 都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者

監視体制

監視

- 現在でも、国（消費者庁、農林水産省）及び都道府県等が、事業者への巡回立入調査などを通じて原料原産地表示の確認を行い、表示の適正化について効果を上げている。
- 可能性表示が認められる条件、大括り表示が認められる条件及び大括り表示＋可能性表示が認められる条件については、それぞれ新たに食品表示基準に規定し、厳格に運用する。
- 国別の使用実績や使用計画など、新たな表示方法の根拠となる書類の保管については、新たに食品表示基準に規定し、明確化する。
- 新たな表示方法の根拠となる書類については、監視（立入検査時）を行う際、実際に確認する。
- 食品表示制度の適正な運用のため、引き続き、効果的かつ効率的な監視に努める。

【食品工場に対する巡回立入調査の例】



食品表示の監視体制について

調査(消費者庁・農林水産省)

[疑義案件の把握]

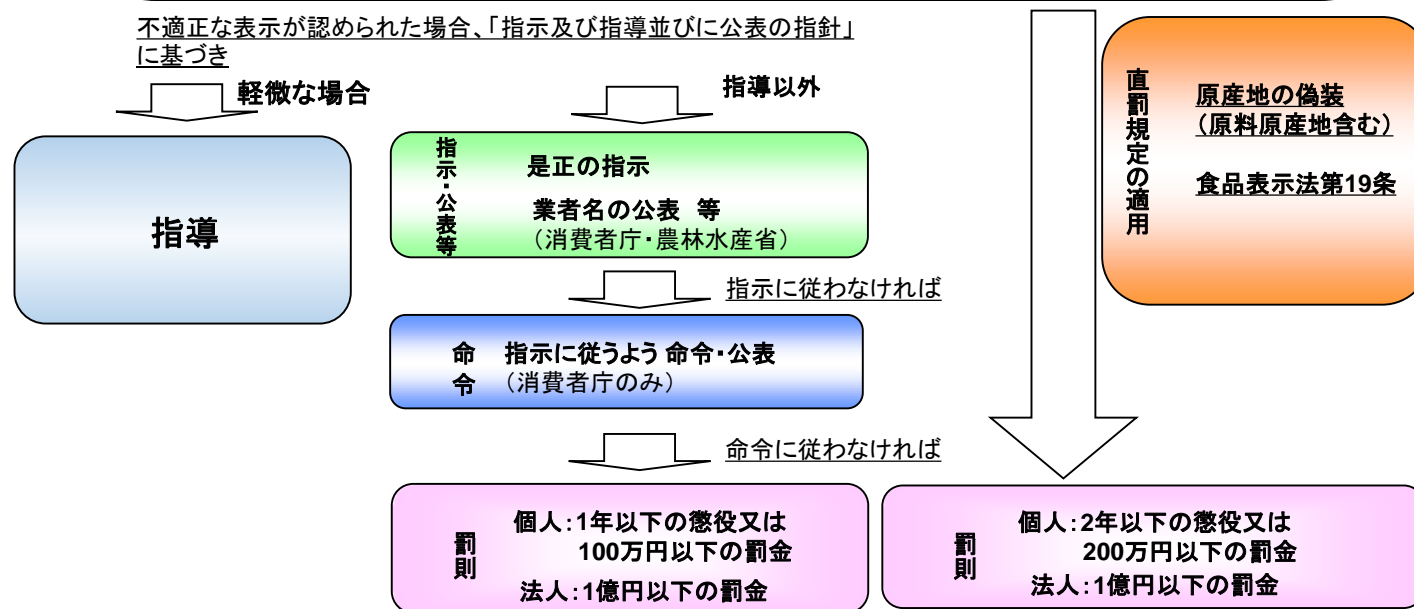
- ・小売店舗や食品工場に対する巡回調査
- ・疑義情報(食品表示110番等)
- ・市販品を買い上げ、科学的分析

不適正表示の疑義が生じれば

[疑義案件の解明]

- ・疑義商品の表示状況や流通状況等を把握
- ・仕入・販売伝票等の関連書類やデータを検査
- ・疑義商品やその原材料の流通に関わった事業者に対する調査を実施
- ・疑義商品やその原材料を特定するため、科学的分析を活用
- ・様々なデータを分析
- ・都道府県等と連携

不適正な表示が認められた場合、「指示及び指導並びに公表の指針」に基づき



※ 都道府県等においても、相談等の窓口を設置するとともに、都道府県域業者等に対する監視・取締りを実施。

指示等の実績について

食品表示法の食品表示基準^{※1}に係る指示及び命令件数

	国 ^{※2}		都道府県等		計	
	指示	命令	指示	命令	指示	命令
25年度	14	0	37	1	51	1
26年度	14	0	20	1	34	1
27年度	5	0	23	2	28	2

食品表示法の食品表示基準^{※1}に係る指導件数

	国 ^{※2}
25年度	440
26年度	404
27年度	308

※1 25年度及び26年度については、旧JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準及び加工食品品質表示基準と読み替える。

※2 25年度及び26年度においては、消費者庁及び農林水産省を、また27年度においては、消費者庁、国税庁及び農林水産省を指す。

【原料原産地に関する指示の事例】

○国による指示の例

- ・うなぎ加工品のうなぎについて、中国産を「国産」と表示（平成27年3月）
- ・乾燥たまねぎ粉末調製品のたまねぎについて、淡路産と中国産を混合したものに「淡路産」と表示（平成26年10月）
- ・豆腐製品の原料大豆について、アメリカ産と国産を混合したものに「国産」と表示（平成26年7月）

○都道府県による指示の例

- ・バターロールについて、外国産小麦を原料として群馬県内で製粉された小麦粉を使用したものに「小麦粉(北海道産)」と表示（平成28年3月）
- ・わかめ加工品のわかめについて、外国産であるものに「鳴門水域産」と表示（平成27年11月）